株式会社ピエトロ取締役会

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期の企業価値向上に資する報酬体系とする。具体的には、取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬である基本報酬、前年度の業績に応じて決定する業績連動賞与、および中長期の企業価値向上のインセンティブとして譲渡制限付株式の3本立てとし、社外取締役の報酬は、社外の立場から客観的な意見や指摘を期待することから、その立場に鑑み、報酬は業績に連動しない固定報酬である基本報酬のみとする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬として支給する。個々の基本報酬額は、役位・業績等を考慮した上で、功績により個人評価を決定し、役員報酬規程に定める役位ごとの月額報酬テーブルに基づき代表取締役3名で協議し作成した報酬案を、取締役会の諮問を受けた報酬検討委員会^(※)にて検討のうえ取締役会に答申し、取締役会での審議を経て決定する。

基本報酬の報酬限度額は、1997年6月29日開催の定時株主総会決議により年額3億円以内(社外取締役を含む。)とする。

3. 業績連動報酬(金銭報酬)の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績連動賞与(法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与)とし、 前年度の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標に、業績向上に対する貢献意 欲を高めることを目的に、支給要件を満たした場合は毎年7月に支給する。

個々の業績連動賞与額は、2019 年 6 月 25 日開催の定時株主総会決議による以下の算定方法に基づき、報酬検討委員会にて検討のうえ取締役会に答申し、取締役会での審議を経て決定する。 (算定方法)

a. 算定指標

当該連結会計年度における連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、当該連結会計年度における連結営業利益が前連結会計年度における連結営業利益を上回った時に支給要件を満たした事とする。

b. 支給総額

業績連動賞与の限度額は、2019年6月25日開催の定時株主総会決議により年額40百万円の範囲内とする。

c. 算定式

各取締役の業績連動賞与の算定式は、当該連結会計年度における連結営業利益及び親会社 株主に帰属する当期純利益を指標とし、各取締役の役位に応じて、次のとおりとする。

業績連動賞与=支給総額÷役職位別ポイント合計×個人ポイント

(支給総額の計算)

- a.連結営業利益が予算達成し、親会社株主に帰属する当期純利益は予算未達時 基礎額+連結営業利益予算超過額×10%
- b.連結営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益が共に予算達成時 基礎額+連結営業利益予算超過額×10%+親会社株主に帰属する当期純利益予算超過額 ×10%
- c.連結営業利益が前期を上回り、予算未達時 基礎額-基礎額×(連結営業利益予算未達額÷連結営業利益前期比増加額)

(役職位別ポイント)

代表取締役会長	代表取締役社長	代表取締役専務	(役付)取締役	取締役
3.0	3.0	3.0	2.0	1.0

(当該指標の採用理由)

業績連動賞与における評価指標は、当社グループの主要な経営指標である「連結営業利益」を 基準とし、持続的な成長に対する意識を高める目的で「前期比増加額」を、公表計画に対する 成果・貢献を評価する目的で「予算超過額」を使用する。

4. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株主と価値共有を進めること及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを明確にすることを目的に、譲渡制限付株式とする。譲渡制限期間は割当を受けた日より3年間から20年間までの間で取締役会が予め定める期間とする。譲渡制限付株式付与のための報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)として役位等の基準により割り当てられる株式数をもとに毎年8月に支給する。

個々の譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権額は、報酬検討委員会が各取締役ご とに役職に応じた基準額相当(月額報酬の1~3倍程度)の割当数を検討のうえ取締役会に答申 後、取締役会での審議を経て決定する。

譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、2019 年 6 月 25 日開催の定時株主総会決議により年額 60 百万円以内とし、当該金銭報酬債権の払込みにより発行または処分される普通株式の総数は、年 35,000 株以内とする。

5. 基本報酬、業績連動賞与および譲渡制限付株式付与のための報酬の割合の決定に関する方針報酬の構成割合は、役位によって異なるが、およそ基本報酬 72%~78%、業績連動賞与 0%~10%、長期インセンティブとしての譲渡制限付株式付与の当初付与価値 18%~22%を目安として構成する。

(※)報酬検討委員会

報酬検討委員会の構成は、独立取締役1名を含む社外取締役2名及び社内取締役2名とする。

制定日:2021年2月10日 改正日:2021年5月14日